



砂川市

問砂川市地域公共交通会議（生活交通係内）TEL 74-4758

予約型乗合タクシーのご利用案内

予約型乗合タクシーは、一般のタクシーとは異なり、決められた運行時刻にほかの方と乗り合わせて運行するタクシーのことです。**事前に予約受付センター（TEL 53-2888）へ連絡**することで皆様のご自宅と市内8か所の「まちなか乗降地」の間を送迎します。市に住民登録がある方ならどなたでも利用することができます。

なお、**利用には利用登録証の交付（無料）を受ける必要があります**。生活交通係（1階8番窓口）にお越しいただくか、電話またはFAXでの申請、代理人による申請も可能です。申請から1週間程度で利用登録証をご自宅へ郵送します。



運行日と運行時刻

平日・休日ともに毎日運行しています。各便1人目の始発時刻は下表のとおりとなっており、ほかに乗車する方を迎えに行ったあとに各まちなか乗降地に向かいますので、目的地への到着時刻は始発時刻のおおむね30分後になります。

	平日		休日	
	行き	帰り	行き	帰り
1便	8:00	12:30	9:00	12:30
2便	9:00	13:30	10:00	14:30
3便	10:00	14:30	12:00	16:30
4便	12:00	15:30	13:00	17:30
5便	13:00	16:30		
6便	14:00	17:30		

【行き】自宅からまちなか乗降地まで
【帰り】まちなか乗降地から自宅まで



運賃（片道）

●一の沢・空知太・富平地区および北光・焼山地区の一部

大人 500円 中学生以下 100円

●そのほかの地区

大人 300円 中学生以下 100円

※未就学児は無料です。（保護者同伴）



まちなか乗降地（共通発着地）

- ①砂川駅 ②市立病院 ③公民館
- ④ふれあいセンター ⑤ショッピングプラザ AiAi
- ⑥スーパーチェーンふじ ⑦コープさっぽろ
- ⑧市立病院前バス停

申し込み方法など詳細については市ホームページ（右記QRコード）をご覧ください。



物価高騰対策生活支援特別給付金を支給します

1世帯当たり 18,000円

問社会福祉係TEL 74-8103

エネルギー・食料品などの物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）を対象に1世帯当たり18,000円を支給します。

○対象

□令和5年6月1日時点において砂川市に住民登録がある世帯のうち、次の(1)または(2)に該当する世帯の世帯主。

(1) 世帯全員が「令和5年度分住民税均等割のみ課税」である世帯

(2) 「令和5年度住民税が均等割のみ課税」の方と「令和5年度住民税が非課税」の方で構成される世帯

○支給方法

市が特定した支給対象者へ、受給意思や振込口座などを確認するための「確認書」を10月から順次郵送しますので、必要事項を記入のうえ、同封する返信用封筒に入れて、確認書に記載されている提出期限までに返送してください（当日消印有効）。市が確認書を受領してからおおむね3週間後に、確認した振込先口座へ振り込みます。

北海道低所得世帯臨時特別給付金のお知らせ

物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）を対象に、臨時的措置として1世帯当たり12,000円が道から給付されます。

○支給方法

道から給付対象世帯宛てに受給意思や振込口座などを確認するための「確認書」を順次郵送しますので、必要事項を記入のうえ、同封する返信用封筒に入れて、返送してください。